**新型コロナウイルスワクチンの3回目の接種が始まります！**

問い合わせ 健康推進課新型コロナウイルスワクチン接種対策チーム　電話番号23-5311

**3回目のワクチン接種について**

　新型コロナウイルスワクチンを2回接種しても、時間の経過とともに、ワクチン接種によって得た抗体量が減少することが報告されています。

　国から、「原則として、2回目の接種から8カ月経過した人から3回目の接種準備を進めるよう」指示がありましたので、大崎市においても、期間を経て該当する人から順番に3回目の接種ができるよう準備を進めています。

　接種が可能となる、おおむね3週間前にクーポン券を発送しますので、予約を行い3回目の接種を受けてください。

　予約の方法については、これまでどおり、インターネット予約システムによる予約と予約受付センターでの電話予約で行います。

　なお、ワクチン接種のスケジュールなど、状況が変わり次第、広報おおさきや市ウェブサイトでお知らせします。

**これからの接種スケジュール**

　令和3年12月　医療従事者の接種開始

　令和4年1月　高齢者施設入居者・従事者、消防職員の接種開始

　令和4年2月　高齢者（65歳以上）の接種開始

　令和4年3月　基礎疾患を有する人、社会福祉施設職員等の接種開始

　令和4年4月　一般（64歳まで）の接種開始

◆3回目接種の例

　令和3年6月に2回目を接種した人

　令和4年1月にクーポン券を発送・予約

　令和4年2月に接種開始

　令和3年7月に2回目を接種した人

　令和4年2月にクーポン券を発送・予約

　令和4年3月に接種開始

**1・2回目の接種状況について**

　11月15日現在、市の接種状況は、1回目の接種を終えた人は、接種対象者の87.4％、2回目の接種を終えた人は81.4％となりました。

　ワクチンの接種を希望する人で、新たに12歳の誕生日を迎える人や、体調を崩したり海外に行っていたなどの事情があり、まだ接種を終えていない人を対象に、当面の間、ワクチン接種を継続して実施します。予約システムを確認するか、予約受付センターまで相談してください。

**モデルナ製ワクチンの2回目接種を終えていない人**

宮城県では、武田・モデルナ社製ワクチンの２回目接種を終えていない人に対し、「宮城県ワクチン接種センター」を設置しました。接種日程等、詳細情報については、宮城県対がん協会のウェブサイト（https://www.miyagi-taigan.or.jp）を確認してください

**新型コロナウイルス感染症関連情報**

**中小企業者・小規模企業者等事業継続支援金を支給します**

問い合わせ 産業商工課景気雇用対策担当 電話番号23-7091

　新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が20％以上減少している事業者に支援金を支給します。

■支給額　一事業者当たり法人40万円、個人事業主20万円

■対象となる事業者　以下の❶～❼をすべて満たす事業者❶緊急事態宣言の発出（令和2年4月7日）以前に、市内で事業を開始し、申請日以降も事業を継続する意思がある中小企業および個人事業者など（大企業、大企業の子会社などを除く）❷市内に事業所（店舗）がある事業者、または市内で実施するイベントの中止などにより影響を受けた、期間限定の店舗などを出店する市内の事業者❸令和3年1月から12月までの間の任意の連続する2カ月の売上合計が前年同月、または前々年同月の売上合計と比較して20％以上減少している事業者❹県による営業時間短縮の協力要請（第5期）の対象飲食店でない事業者❺前年または前々年の事業収入の平均月額が10万円を超える事業者❻風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に該当する営業を行わない事業者❼以下の対象業種を主たる事業として営む者

■対象業種　情報通信業、運輸業、卸売業・小売業、保険業、物品賃貸業、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、教育・学習支援業、サービス業（他に分類されないもの）、建設業、製造業、不動産管理業

■申請方法　産業商工課（市役所東庁舎2階）で配布、または市ウェブサイトからダウンロードした申請書に必要事項を記入し、令和4年1月31日㈪までに産業商工課（989-6188古川七日町1番1号）に郵送（当日消印有効）

**低所得者子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）を支給します**

問い合わせ 子育て支援課子ども給付担当 電話番号23-6045

新型コロナウイルス感染症の影響による、ひとり親世帯の子育てに対する負担の増加や収入の減少などに対する支援策として給付金を支給します。

すでに受給している人は申請できません。

■支給対象者

❶令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けている人（全部停止者を除く）❷公的年金給付等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない人（児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る人に限る。すでに児童扶養手当の受給資格者として認定を受けている人だけではなく、過去に児童扶養手当の申請をしていれば、令和3年4月分の児童扶養手当が全額または一部停止されたと推測される人を含む）❸新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が、児童扶養手当の対象となる水準に下がった人（児童扶養手当の全部停止者、令和3年５月以降に児童扶養手当の認定を受けた人、児童扶養手当の認定を受けていないひとり親世帯を含む）

■支給額

1世帯につき児童一人当たり5万円を支給します。監護等児童が2人以上の場合は、2人目以降一人につき5万円を支給します。

■申請方法など

❶の人は申請不要です。すでに支給対象者に振込通知を送付し、児童扶養手当の登録口座に振込みしています。また、❷❸の人は申請が必要です。児童扶養手当の認定を受けている人および令和2年度ひとり親世帯臨時特別給付金を申請されたことがある人については、5月中旬以降に申請書を送付しています。それ以外の人は、市ウェブサイトから申請書などをダウンロードするか、子育て支援課や各総合支所市民福祉課で申請してください。

■申請期限　令和4年2月28日㈪